

新型コロナウイルス対策（サントメ・プリンシペ：大惨事状態の延長）

●サントメ・プリンシペにおいて、10月31日まで大惨事状態が延長されました。

15日、サントメ・プリンシペ政府は、現在発令中である大惨事状態を10月31日まで延長することを発表しました。

同期間において、以下の対策がとられます。

- 1 新型コロナウイルス陽性者及びその濃厚接触者に対し、自宅隔離を義務づける。
- 2 10歳以上の全ての市民に対し、閉鎖空間、商業施設、学校構内、公共交通機関及び自家用車内（運転手のみの場合を除く）におけるマスクの適切な着用を義務づける。
- 3 あらゆる商業施設、公共・民間施設の出入口において、石けんによる手洗い又はアルコールジェルによる消毒を義務づける。
- 4 あらゆる公共の場において、最低1.5メートルのソーシャルディスタンスを順守する。
- 5 公立及び私立学校において、10月6日から特定の規制を順守した上で、授業を再開することを許可する。
- 6 刑務所、呼吸器症状を有する患者、老人ホーム、児童・青少年施設への訪問を禁止する。
- 7 ミサ及び宗務は、一般的な衛生対策を順守の上、教会・寺院の収容可能人数の50%の範囲内で、2日に1日の頻度で許可する。巡礼及び行列の禁止は継続する。
- 8 閉鎖空間における会議・会合は、一般的な衛生対策を順守の上、会議室の収容可能人数の50%の範囲内で許可する。
- 9 1部リーグに参加するサッカーチームの独自の規定に従ったトレーニングと試合を除き、チームスポーツの練習を禁止する。
- 10 海岸における食事及び歩き売りを禁止する。

1 1 ソーシャルイベント及び音楽祭の企画、ディスコ及び「fundoes」の運営を禁止する。

1 2 バー及びレストランは、収容可能人数の50%及び1テーブル最大4人までの範囲内で営業を許可する。

1 3 市場は、一般的な衛生対策を順守の上、午前5時から午後5時までの営業とし、日曜日は閉店とする。

1 4 結婚式、洗礼式は、一般的な衛生対策を順守の上、書面または民事で行うことができるが、パーティーの開催は禁止する。民事婚の場合は、登記所において新郎新婦と証人の出席のみ許可する。

1 5 サントメへの旅行において、5歳以上の全ての国民及び外国人に対し、出発日72時間前以内に実施したPCR検査陰性証明書（紙媒体）の提示を義務づける。海外旅行の場合は、目的地の国で有効な規制が適用される。

1 6 サントメ島ープリンシペ島間の往来については、出発日の48時間前までに実施した迅速抗原検査の陰性証明の提示を継続する。

○対面授業の規定については、10月6日から以下の対策が実施される。

- ・座席数を制限した通学交通手段の数と頻度を増加し、運転手と全ての生徒にマスク着用を義務づける。

- ・1クラス最大35人で、教室内及び学校の全敷地内でのマスク着用が義務づけられる。

- ・1回もワクチンを接種していない全ての校長、教師、アシスタント、運転手は、毎週PCR陰性証明書を提示しない限り、その業務に従事することができない。

- ・この措置は、全ての医療従事者にも適用され、10月10日から、業務に従事するためには、ワクチン接種証明書（少なくとも1回接種）または毎週PCR陰性証明書を提示しなければならない。

○サッカーの選手権については、以下の対策が実施される。

- ・1部リーグの試合に限り、非公開及び無観客での開催を許可する。下部リーグの開始

は、15日間延期される。

・全てのサッカー選手、テクニカルメンバー、審判団及びジャーナリストは、業務に従事するためワクチン接種証明書（少なくとも1回接種）を提示しなければならない。しかし、この措置により、全ての選手に対する試合前48時間以内の迅速抗原検査の必要性が消滅する訳ではない。この件に関しては、サントメ・サッカー連盟では、予防措置として、役員、選手、コーチ、審判などの約1500人へのワクチン接種の要請を既に保健省に提出している。

これらの対策は政令により規定され、違反者に対しては、相応の罰金が科される。違反が繰り返される場合は、法に基づき関係当局の捜査対象となる。

【参考リンク】

○サントメ・プリンシペ政府／保健省公式フェイスブック

<https://www.facebook.com/governostp/>

<https://www.facebook.com/MSaudeSTeP/>

○外務省海外安全ホームページ（国別感染者数、各国・地域における入国・行動制限措置等）

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

○厚生労働省ホームページ（新型コロナウイルス感染症について）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○在ガボン日本国大使館フェイスブック

<https://www.facebook.com/JapanEmbGabon/>

【本件問い合わせ先】

在ガボン日本国大使館 領事班（サントメ・プリンシペ兼轄）

所在地：Boulevard du Bord de Mer, B.P. 2259, Libreville, Gabon

電話番号：(+241)011-73-22-97 / 011-73-02-35

閉館時緊急連絡先：(+241)077-38-73-38

Email: amb.japon@lv.mofa.go.jp